

チュニス大都市圏洪水制御計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課  
 評価年月日 平成 30 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア共和国
(2) 案件名	チュニス大都市圏洪水制御計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを 含む	<p>チュニス大都市圏の西部からセジュミ湖及びメリアン河への排水路の整備を実施することにより, 当該地域の洪水被害軽減を図り, 地域住民の生活環境の改善及び安定的な地域経済の発展を図るもの。</p> <p>案件の内容                      ・セジュミ湖～メリアン河の排水路の新設                      ・バルドー地区における排水路の新設及び拡幅                      ・コンサルティングサービス</p> <p>ア 閣議決定日: 平成 20 年 3 月 28 日                      イ 供与限度額: 68.08 億円                      ウ 金利: 1.4%                      エ 償還(据置)期間: 25(7)年                      オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状                      本事業計画当初, 事業対象地であるチュニス大都市圏の西部マヌーバ県のバルドー地区の既存排水設備は 10 年確率の洪水にしか対応できないものであり, 2003 年に 100 年確率の集中豪雨が発生し, 大規模な浸水や道路の冠水等によりチュニスの首都機能が 2 日間以上機能不全に陥るするなど, チュニス大都市圏で甚大な被害が発生した。チュニジア政府は「第 11 次経済・社会開発 5 年計画(2007～2011 年)」において都市洪水対策を重点分野として掲げ, 雨水排水路の整備, 既存排水路の清掃等の都市洪水対策を計画し, 50 年確率の洪水にも対応する排水設備を整備する本事業が必要とされた。事業対象地の既存排水設備は, 依然として 10 年確率の洪水にしか対応できないものであり, 同国政府は直近の国家開発 5 年計画(2016～2020 年)の中で, 自然災害リスクの削減を目標に据えており, 排水能力向上を図る必要性が引き続き見込まれることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状                      チュニジア側の事情による事業対象範囲の変更に伴う入札図書の修正, コンサルタント・本体入札手続きの遅れ, 埋設物移転に伴う工事の遅れ等から事業が遅延していたが, 遅延に係る問題は解決し, 現在事業は順調に進められており, 本事業は 2021 年 10 月頃までに完了する見込み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続する。</p>

<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 交換公文</li><li>・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html</a>)</li><li>・ 国際協力機構の案件検索 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php">http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php</a>)</li><li>・ 国際協力機構の事業事前評価表 (<a href="http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html">http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html</a>)</li><li>・ そのほか国際協力機構から提出された資料</li></ul>
-------------------------------	--